

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(「子ども・子育て支援法整備法」)により、児童福祉法第34条の8の2が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされた。

## 【国の基準と市のガイドラインの比較及び市の方針】

厚生労働省令の概要		当市のガイドライン	市の方針	備考
趣旨 (第1条)	従うべき基準【従】	事業に従事する者及びその員数 (省令第10条(第4項を除く))	国の基準に従う	
	参酌すべき基準【参】	職員の経過措置(附則第2条)	国の基準に従う	
	設備運営基準の内容	上記以外の基準 明るくて、衛生的な環境 素養があり、適切な訓練を受けた職員の支援 健全育成の保障	市独自の規定を設ける条項あり	
最低基準の目的 (第2条) 【参】	市町村が条例で定める基準		国の基準に従う	
最低基準の向上 (第3条) 【参】	市町村の報告等		国の基準に従う	
最低基準と放課後児童健全育成事業者 (第4条) 【参】	事業者は、最低基準を超えて設備及び運営を向上させなければならない 最低基準を理由に設備又は運営の低下をさせない		国の基準に従う	

厚生労働省令の概要		当市のガイドライン	市の方針	備考
一般原則(第5条) 【参】	支援の目的	児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図る 児童の基本的な生活習慣の確立を図る 児童の健全な育成を図る	国の基準に従う	
	利用者への配慮	人権に十分配慮する 一人一人の人格を尊重する	国の基準に従う	
	地域社会との連携(努力義務)	地域社会との交流及び連携を図る 保護者及び地域社会に運営内容を適切に説明する	国の基準に従う	
	自己評価及び公表(努力義務)	運営内容の自己評価及びその結果の公表	国の基準に従う	
非常災害対策 (第6条) 【参】	構造設備	利用者の保健衛生及び危害防止に配慮がなされた設備構造	国の基準に従う	
	非常災害への対応	軽便消火器等の消化用具、非常口その他の非常災害に必要な設備の設置(努力義務) 非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練を実施する(努力義務) 定期的な避難及び消化に対する訓練の実施	国の基準に従う 国の基準に従う 国の基準に従う	消火器の未設置 3クラブ
	職員について	健全な心身及び豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意を有する者 児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	国の基準に従う 国の基準に従う	
職員の知識及び技能の向上 (第8条) 【参】	職員の知識及び技能の向上	職員は、児童の健全育成のために知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない(努力義務) 事業者は、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない	国の基準に従う 国の基準に従う	
	専用区画及び備品等の設置	遊び及び生活の場としての機能並びに精養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」といふ。)を設ける 支援の提供に必要な設備及び備品等を備える	国の基準に従う 国の基準に従う	静養スペースがない 約20クラブ
設備の基準 (第9条) 【参】	専用区画の面積	児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上	国の基準に従う	定員一人当たりに対する面積 1.65平方メートル未満 47クラブのうち19クラブ
	備品等	専用区画及び備品等は、専ら事業に供するものでなければならない。 専用区画及び備品等は、衛生的で安全なものなければならない。	国の基準に従う 国の基準に従う	

厚生労働省令の概要		当市のガイドライン	市の方針	備考
職員 (第10条) 【従】 (第4項を除く)	支援員【従】	支援員を置くこと	国の基準に従う	
	支援員の数【従】	支援の単位ごとに2人以上。ただし、うち一人は補助員に代えることができる  次の各号に該当し、かつ、都道府県知事が行う研修を修了した者(経過措置あり) ①保育士の資格を有する者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、2年以上児童福祉事業に従事した者 ④幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭資格 ⑤大学を卒業した者(社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学課程を修了) ⑥上記課程を修了した者で、大学院への入学が認められた者 ⑦大学院を卒業した者(上記課程修了) ⑧外国の大学を卒業した者(上記課程修了) ⑨高等学校を卒業した者かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者	登録児童数 35人以下 指導員2人以上 登録児童数 36人以上 指導員3人以上  児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する下記の者が望ましい ①保育士の資格を有する者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③教員の資格を有する者 ④高等学校等の卒業者で、2年以上児童福祉事業に従事した者 ⑤大学を卒業した者(社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学課程を修了) ⑥大学院を卒業した者(社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学課程を修了)	国の基準に従う 支援単位 40人以下 指導員2人以上 支援単位 40人超 指導員3人以上
平等に取り扱う原則 (第11条) 【参】	支援員の単位 (第4項) 【参】	一の支援の単位は、おおむね40人以下	国の基準に従う ただし、既存のクラブに関し、例外的な取り扱いの規定を設ける	40人超のクラブ数 21クラブ
	支援員及び補助員 【従】	専ら支援の提供に当たる者でなければならぬ ただし、利用者が20人未満の事業所であり、支障がない場合はよい	国の基準に従う	
虐待等の禁止 (第12条) 【参】	利用者の取り扱い	利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取り扱いをしてはならない。	国の基準に従う	
	虐待等の禁止 (第12条) 【参】	利用者に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	国の基準に従う	

厚生労働省令の概要		当市のガイドライン	市の方針	備考
衛生管理等 (第13条) 【参】	設備や食器等、飲用水の衛生的管理 感染症又は食中毒の発生及びまん延をしない措置(努力義務) 医薬品及びその他の医薬品の備えと管理	おやつを手作りする場合は、食中毒の予防など十分な衛生管理を行うとともに、栄養面など児童の発育に配慮すること 児童の急病や怪我に備えて、必要な医薬品を常備し、最寄の医療機関などの連絡先を把握しておく	国の基準に従う 国の基準に従う 国の基準に従う	
運営規程 (第14条) 【参】	運営規程の整備 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容 ③開所している日及び時間 ④支援内容及び当該支援の提供につき利用者 の保護者が支払うべき額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦事業の利用に当たったての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する事項		国の基準に従う	
事業者が備える帳簿 (第15条) 【参】	帳簿の整備		国の基準に従う	
秘密保持等 (第16条) 【参】	利用者等の秘密保持	児童・保護者に関する個人情報及び指導員として知り得たことに対する守秘義務を負うこと	国の基準に従う 国の基準に従う	
苦情への対応 (第17条) 【参】	苦情窓口の設置 指導等に対する改善 調査への協力	保護者や児童に対し、要望や苦情を受け付ける窓口を周知し、保護者等が意見を言いやすい環境づくりに努め、対応手順や体制を整備し、迅速な対応に努めること	国の基準に従う 国の基準に従う 国の基準に従う	

厚生労働省令の概要		当市のガイドライン	市の方針	備考
開所時間及び日数 (第18条) 【参】	開所時間 小学校の休業日の日の開所時間 1日につき8時間を原則として、保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻その他の状況を考慮して事業所ごとに定める 小学校の休業日以外の日の開所時間 1日につき3時間を原則として、保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻その他の状況を考慮して、事業所ごとに定める	土曜日、長期休業期間、振替休業日等は、1日8時間以上 平日は、終業時間から18時以降まで 年間250日以上	国の基準に従う	土曜日の開所時間が8時間未満である クラブ数 47クラブ中6クラブ
保護者との連絡 (第19条) 【参】	開所日数 原則として1年につき250日以上 保護者の理解と協力 支援内容等について、保護者の理解及び協力を得る(努力義務)		国の基準に従う	250日以下のクラブ数 47クラブ中0クラブ
関係機関との連携 (第20条) 【参】	関係機関との連携 市町村、児童福祉施設、小学校等関係機関との連携	学校や町内会、地域の医療・保健・福祉等の関係機関、地域の消防や警察等と連携を深め、相互に情報交換できる関係にあることが望ましい	国の基準に従う	
事故発生時の対応 (第21条) 【参】	市町村等への連絡 事故が発生した場合の市町村及び保護者への連絡及び必要な措置 損害賠償 賠償すべき事故が発生した場合の速やかな損害賠償	指導員は、児童が怪我をした場合や体調不良を訴えた場合には、応急措置などの対応を速やかに行うため、応急措置技術の習得に努めること 指導員は、事故が発生した場合、速やかに市へ報告すること	国の基準に従う	
附則				
施行期日 (第1条) 【参】	施行期日 子ども子育て支援法等の施行の日から施行		国の基準に従う	
職員の経過措置 (第2条) 【従】	経過措置 第10条第3項の規定中の「終了したもの」には、平成32年3月31日までに終了する予定のものを含む。		国の基準に従う	